

ALIC・酪農緊急パワーアップ事業 販路拡大等支援事業の実施概要について

2023年4月

Japan Dairy Industry Association

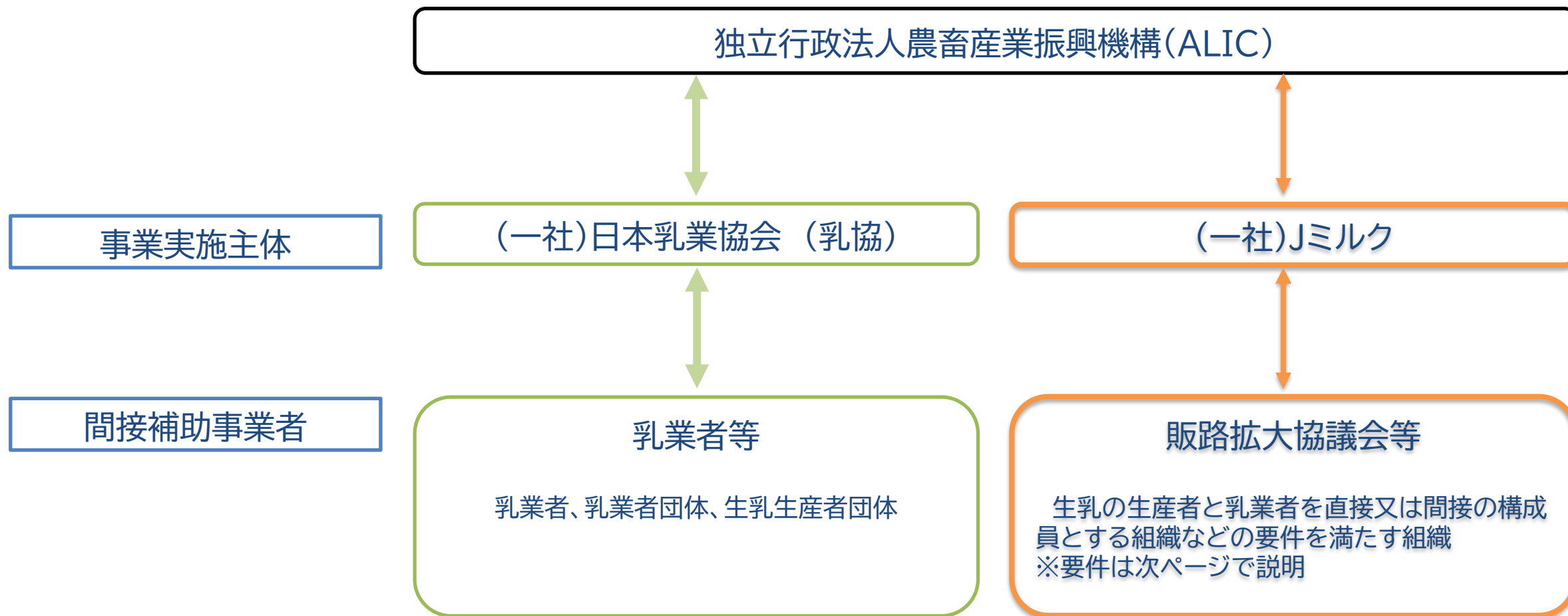
一般社団法人 日本乳業協会



一般社団法人 Jミルク
Japan Dairy Association (J-milk)

1. 販路拡大等支援事業の事業実施主体及び間接補助事業者

販路拡大等支援事業は、間接補助事業者別に2つの事業実施主体で実施します。
間接補助事業者は、どちらかの事業実施主体に申請してください。



2.販路拡大等支援事業の対象者

メニュー名	対象者	事業実施主体	乳業者等	販路拡大協議会※ または全国団体
ECサイト販路開拓		○	○	×
販売流通形態の変更		○	○	×
脱脂粉乳の新たな活用方法の開発 及び普及等		○	○	×
創意工夫による牛乳乳製品の消費 拡大		○	×	○
販路拡大等支援対策推進		○	○	○

※販路拡大協議会は、各都道府県の牛乳普及協会を想定しております

3. 販路拡大等支援事業の対象品目

メニュー名	対象品目	乳 (※注1)	乳製品 (※注2)	乳等を主要原料とする食品 (※注3)
ECサイト販路開拓		○	○	○
販売流通形態の変更		○	○	×
脱脂粉乳の新たな活用方法の開発 及び普及等		×	△ (脱脂粉乳のみ)	×
創意工夫による牛乳乳製品の消費 拡大		○	○	×

※注1:乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条に規定する乳(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳等)

注2:乳等省令第2条に規定する乳製品(チーズ、アイスクリーム類、全粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料等)

注3:乳等省令第1条に規定する乳及び乳製品を主要原料とする食品も対象

4.販路拡大等支援事業の概要① 【日本乳業協会へ申請】

ECサイト販路開拓 (対象者:乳業者等)

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
ECサイト構築による牛乳乳製品等の販路開拓	牛乳乳製品等に係るECサイトを構築(特設ページの開設等を含む。)する取組を支援	ドメイン登録料 ECサイトモール事業者の登録料 ECサイト構築に係るSE等の依頼費	補助率:定額 1乳業者当たり 1,000千円以内	・ECサイト構築は以下が対象 ①乳業者等自らがECサイトを構築する場合 ②ECサイトを運営する事業者と連携し、牛乳乳製品等のECサイトを構築する場合 ・システムエンジニア41,650円/人日、プログラマー36,900円/人日(税抜)以内
ECサイトを活用した牛乳乳製品等の送料等相当額の支援	牛乳乳製品等のみを取り扱うECサイトで購入した者へ牛乳乳製品等を配送するために必要な送料等(送料、梱包費、冷媒費等)に相当する額の支援	送料等相当額	補助率:定額 対象期間は 30日以内 1件当たり2千円以内 1乳業者当たり 7,500千円以内	・購入者が送料等の一部を負担する場合は、購入者が負担した送料等を除いた額が対象 ・プレゼント用梱包(ラッピング、木箱)等、牛乳乳製品等の配送に直接関係のない華やかな梱包費は補助対象外
ECサイトを活用した牛乳乳製品等の増量販売の実施	ECサイトで購入した場合に、牛乳乳製品等の重量、数量等を通常より増量して販売する取組を支援	増量する際に必要な牛乳乳製品の原材料費 (外部調達の場合は調達価格、自ら製造している牛乳乳製品のうち大口需要者価格の公表されているもの大口需要者価格、大口需要者価格の公表されていないものは製造原価)	補助率:定額 対象期間は 30日以内 増量前製品中の牛乳乳製品の原材料費の1/2以内	・増量前の製品の容量、重量等を増量した製品を、増量前と同一価格以下で消費者等(消費者以外に業者等を含む)に販売するものが対象

※牛乳乳製品等・・・乳、乳製品及び乳等を主要原料とする食品

4.販路拡大等支援事業の概要② 【日本乳業協会へ申請】

販売流通形態の変更 (対象者:乳業者等)

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
牛乳乳製品の冷凍販売に適した新たな包装材の開発	牛乳乳製品の冷凍販売に適した包装材を開発する取組を支援	開発委託費	補助率:定額	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途中の製品については、令和5年度に実施した取組が対象 ※取組を実施される場合は事前に事業実施主体へご相談ください。
新たな冷凍牛乳乳製品の小売店での販売実証	新たな冷凍牛乳乳製品の小売店での販売実証(市場調査、店頭実験販売等)する取組を支援	市場調査費 販売資材費(POP等)	補助率:定額	<ul style="list-style-type: none"> ※取組を実施される場合は事前に事業実施主体へご相談ください。
牛乳乳製品の販路開拓に必要な包装材変更等	牛乳乳製品の販路開拓に必要な包装材変更等(地域PRパッケージ等)の取組を支援	デザイン費 版下費	補助率:定額	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の包装に必要な包装材の作成費は補助対象外

※牛乳乳製品・・・乳及び乳製品

4.販路拡大等支援事業の概要③ 【日本乳業協会へ申請】

脱脂粉乳の新たな活用方法の開発及び普及等 (対象者:乳業者等)

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
<p>脱脂粉乳を活用したレシピの作成並びにその普及の図るための広報資材の作成並びに広報及び宣伝活動等の実施</p>	<p>①脱脂粉乳を活用したレシピを作成する取組 ②脱脂粉乳活用レシピの普及を図るための広報資材等を作成する取組 ③脱脂粉乳活用レシピの広報及び宣伝活動等(イベント等における脱脂粉乳のサンプル配布を含む。)を支援</p>	<p>レシピ作成(委託)費 広報資材等作成(委託)費 広報・宣伝活動等(委託)費 イベント出展費 イベント参加費 サンプル配布用脱脂粉乳原材料費</p>	<p>補助率:定額 1乳業者等当たり 15,000千円以内</p>	<p>・脱脂粉乳のサンプル配布の対象となる経費は、サンプル配布製品中の脱脂粉乳の原材料費(外部調達の場合は調達価格、自ら製造している場合は大口需要者価格)</p>

4.販路拡大等支援事業の概要④ 【Jミルクへ申請】

創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大（対象者：販路拡大協議会等）

メニュー名	事業内容	補助対象経費	補助率・上限等	備考
広報資材等の作成並びに広報及び宣伝活動等の実施	①牛乳乳製品の消費拡大を図るための広報資材等を作成する取組を支援 ②広報及び宣伝活動等(イベント等への出展、イベント等における牛乳乳製品のサンプル配布等)を実施する取組を支援	広報資材等作成(委託)費 広報・宣伝活動等(委託)費 イベント出展費 イベント参加費 サンプル配布用牛乳乳製品原材料費	補助率:1/3以内 (全国団体は定額) 1販路拡大協議会当たり 10,000千円を上限	・サンプル配布の対象となる経費は、牛乳乳製品の原材料費(外部調達の場合は調達価格、自ら製造している製品のうち大口需要者価格のある製品は大口需要者価格、大口需要者価格の公表のない製品は製造原価)
牛乳乳製品を使用した新商品開発	牛乳乳製品を使用した新商品を開発する取組を支援	新商品開発委託費 市場調査費 販売実証費	補助率:1/3以内	
その他牛乳乳製品の消費拡大に資する取組	その他の牛乳乳製品の消費拡大する取組を支援	事業実施主体が設置した委員会で認めた経費	補助率:1/3以内	

※概要①～④のほか、事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を対象とするメニューがございます

5. 販路拡大等支援事業の要望調査

販路拡大等支援事業では、間接補助事業者の要望に応じて予算額を割り当てるため、取組の実施を希望する間接補助事業者は、以下の期日までに要望調査票を事業実施主体にメールにてご提出ください。

要望調査票に記載された取組内容によっては、事業実施主体等が取組内容をヒアリングさせていただく場合があります。

なお、取組の要望を提出いただいても、全ての取組が認められるとは限りませんのでお含みおきください。また、新規の取組の要望調査を2023年9月及び11月にも実施する予定です。

要望調査票提出期限

2023年5月19日(金) ※要望調査実施後の交付申請書の提出は、6月中旬までを予定しております。

提出先

乳業者等の場合

一般社団法人日本乳業協会 企画・広報部 尾崎
y-ozaki@jdia.or.jp

販路拡大協議会の場合

一般社団法人Jミルク 生産流通グループ 関
y-seki@j-milk.jp

※どちらに提出すべきか判断がつかない場合は一般社団法人日本乳業協会にご提出ください。

6.販路拡大等支援事業の年間スケジュール

主な書類の提出期限(予定)等は以下のとおりです。
提出期限等については、別途事業実施主体から通知します。

進捗状況報告調査提出期限

取組の実施状況等の把握のため、年度途中に必要な応じて取組の進捗状況報告を確認します。

概算払請求書提出期限

事務効率化のため、2回に分けてまとめて実施します。
事業に取り組んだ間接補助事業者は、①～②のいずれか1回は概算払請求してください。

- ① 2023年12月15日(金) (2024年1月末ごろ入金)
- ③ 2024年 2月28日(水) (2024年3月末ごろ入金)

実績報告書提出期限

2024年4月10日(水)又は事業完了後1か月後のいずれか早い日

※2024年4月10日(水)に提出し、精算払がある場合は、2024年5月中旬以降に入金

消費税等相当額報告書提出期限

2025年6月30日(月)

※補助金を消費税込みで受領した間接補助事業者のみ提出が必要です。

7.お問い合わせ先

乳業者等のお問い合わせ先

一般社団法人日本乳業協会 企画・広報部

担当:尾崎

TEL:03-3261-9165

メール:y-ozaki@jdia.or.jp

販路拡大協議会のお問い合わせ先

一般社団法人Jミルク 生産流通グループ

担当:関

TEL:03-5577-7493

メール:y-seki@j-milk.jp

事業実施主体及びそれ以外の方のお問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 酪農乳業部 酪農振興課

担当:田中、黒澤

TEL:03-3583-4365、4118

メール:田中 midori.tanaka@alic.go.jp

黒澤 kazuhiro.kurosawa@alic.go.jp

※原則メールでの問い合わせに限ります。